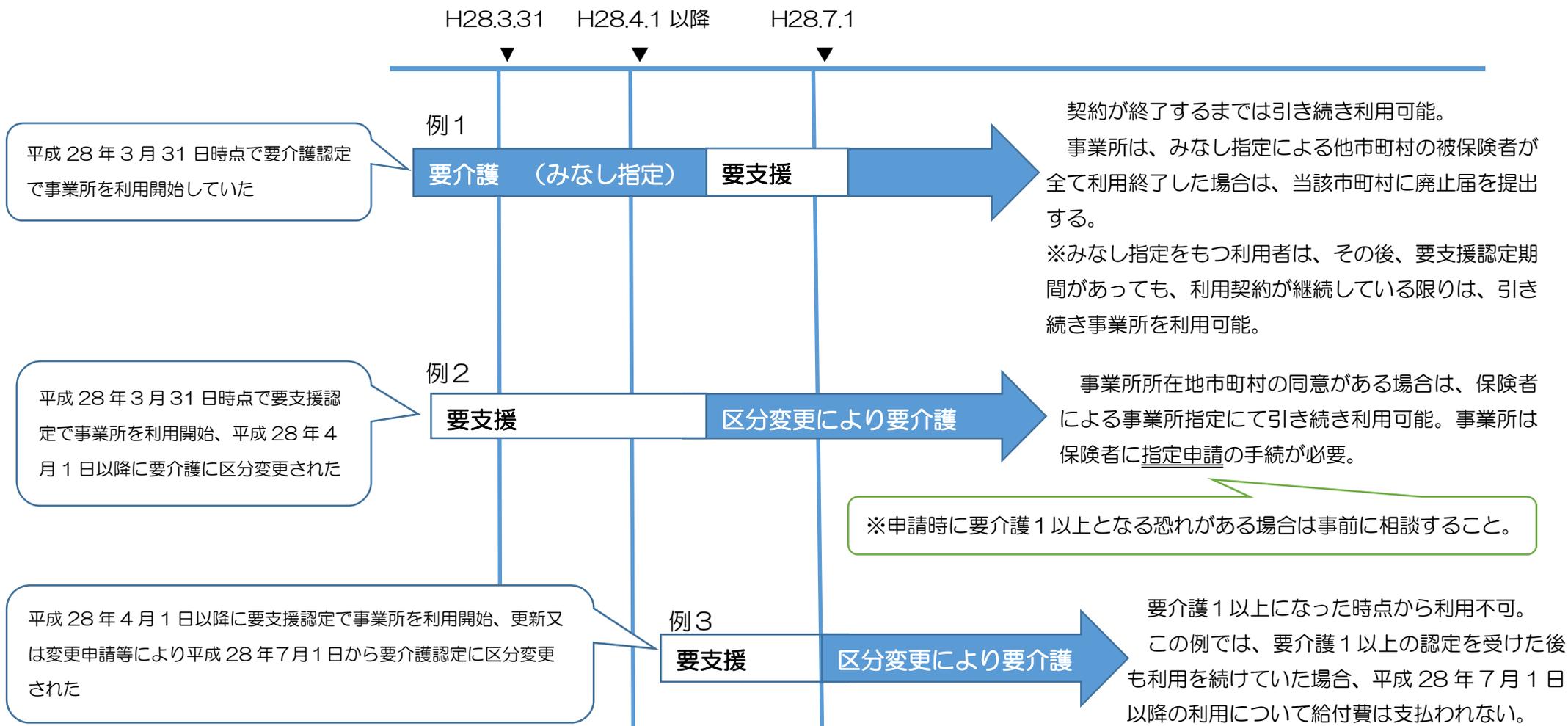


他市町村の地域密着型通所介護事業所を利用している場合の利用継続可否について



※平成 28 年 3 月 31 日時点で他市町村の地域密着型通所介護事業所を利用している場合、一度退所した場合、当該事業所を再度利用することはできません。

※大野城市の被保険者である要支援の人が通所介護事業所を利用するには、当該事業所が大野城市介護予防・日常生活支援総合事業の指定（平成 27 年 3 月 31 日までに開設した事業所においてはみなし指定）を受けていることが必要です。